

個人情報の取扱いに関する同意書

藤沢市は、藤沢市災害時福祉ボランティアの登録に際して提供いただく個人情報に関して、個人情報保護法を遵守し、次のとおり適切に管理利用いたします。

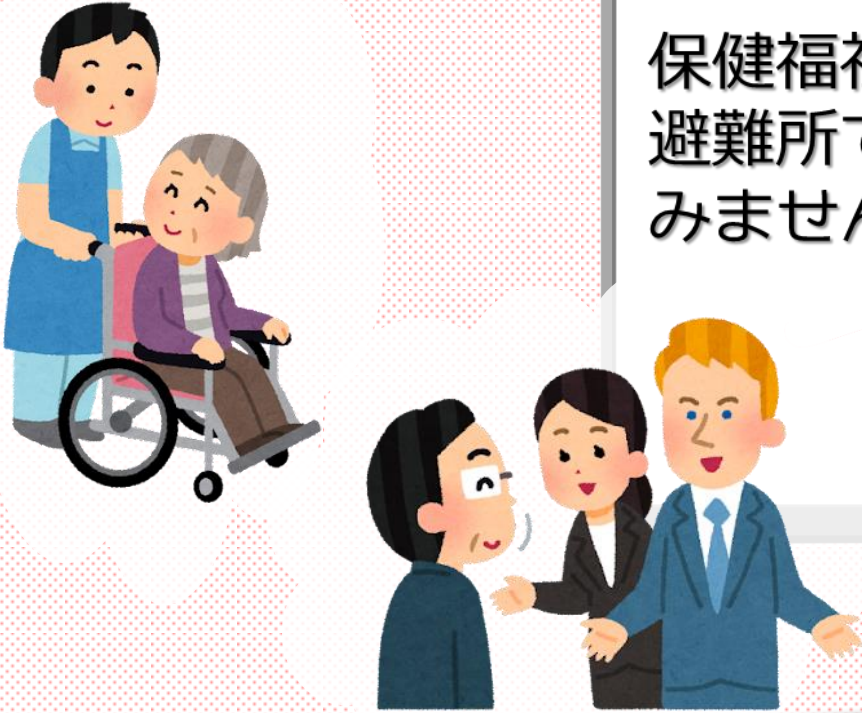
1 個人情報の利用目的

- (1) 登録者名簿の作成
- (2) 緊急時の連絡、情報提供等
- (3) 災害時福祉ボランティアの保険加入に係る業務
- (4) その他災害時福祉ボランティアの活動に付随する業務

2 個人情報の提供

次の場合に、ご本人の個人情報を関係機関に提供することがあります。

- (1) ボランティア活動保険を取り扱う藤沢市社会福祉協議会に提供する場合
- (2) その他災害時福祉ボランティアの活動を行う上で必要と市長が認めた場合



保健福祉や語学スキルを
避難所で活かして
みませんか？



藤沢市

災害時福祉ボランティア

登 録 者 募 集

申込方法

「藤沢市災害時福祉ボランティア登録申込書」をご記入のうえ、
災害対策課又は市民センターへご提出ください。

問合せ先

藤沢市役所 防災安全部 災害対策課 災害時福祉ボランティア担当
☎ 0466-25-1111（内線 2434）

詳しくはHPからご確認ください ↓

藤沢市 災害時福祉ボランティア



平常時

1

・災害時福祉ボランティアへの登録申込

- ・申込書を書いて、災害対策課又は各市民センターへ
- ・【受付時間】午前8時半～午後5時（土・日・祝日を除く）
- ・写真（申込書貼付）は、返却ができませんのでご了承ください。

2

・登録証の発行・送付

- ・災害対策課から登録証をお送りします。ボランティア活動時には携帯するようにしてください。

3

・地区ごとの顔合わせ会（年1回開催予定）※別途連絡します

- ・【例】福祉避難所（一次）（各市民センター）施設の確認や活動内容の確認等

4

・市域全体の交流会（研修会）（年1回開催予定）

※別途連絡します

- ・【交流会（研修会）の例】福祉避難所シミュレーションゲーム体験等

発災時

1

・災害発生

- ・市内で震度5強以上の地震が発生
- ・相模湾・三浦半島に大津波警報又は津波警報が発表
- ・市内に特別警報が発表
- ・その他災害により、市内に大規模な被害が発生
- ・※市内に指定避難所等が開設されない場合や、市内全ての指定避難所等が閉鎖された場合を除く

2

・発災してから24時間以降、活動可能な場合に福祉避難所（一次）に参集

- ・電話等で連絡が可能な場合は、参集先へ事前に連絡してください。
- ・まずはご自身・ご家族の対応を優先してください。
- ・状況によっては一旦お帰りいただくこともあります。

3

・福祉避難所（一次）等でのボランティア活動

- ・要配慮者に対する介助等のお手伝いや簡単な通訳など、福祉避難所（一次）の運営補助
- ・状況によっては、指定避難所等での巡回活動等をお願いする場合があります。

(第1号様式 表面)

写真2枚
1枚は糊付け
し、1枚は糊
付けせず提出

3×2.4cm

藤沢市災害時福祉ボランティア登録申込書

年 月 日

(あて先) 藤沢市長

藤沢市災害時福祉ボランティアとして活動したいので、裏面の記載事項に同意の上、次のとおり登録を申し込みます。

(フリガナ)	
氏 名	
性 別	☐ 男 ☐ 女
生 年 月 日	年 月 日
住 所	(〒 -)
電 話 番 号	- -
メー ル ア ド レ ス	
分 野	☐ 保 健 福 祉 ☐ 語 学 (語)
保 有 資 格	
実 務 経 験	
活動可能な市民センター (災害発生時、地区防災拠点本部・ 福祉避難所(一次)となります。) ※いずれか1つに○	☐ 六会 ☐ 片瀬 ☐ 明治 ☐ 御所見 ☐ 遠藤 ☐ 長後 ☐ 辻堂 ☐ 善行 ☐ 湘南大庭 ☐ 湘南台 ☐ 鵜沼 ☐ 藤沢 ☐ 村岡 ☐ どこでも可 ☐ その他 ()
特 記 事 項 (活動可能な条件等)	

(※太枠内の項目についてご記入ください。)

(事務処理欄)